三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県関市富之保字岩下山二四二一・二四二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四一九、二四二二の一、字岩向平二五四六の一、二五四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町上字日向山一五四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市山口町二〇九七の一、二〇九七の二、二〇九八の一、二〇九九、二一〇二から二一〇四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市稲津町小里字宮ケ根六九の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口針持字水堀二一七三の一、二一七三の二五、二一七三の五五、字丸牟田二二三二の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内字堂ノ上五四八五の三、五四八五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町持留字東二六一の六（次の図に示す部分に限る。）、二六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内字岡ノ頭一五九〇の一、一五九〇の二、一六〇八、一六〇九、一六一四、一六一五、一六二五の二、一六二六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)